

足羽小学校ホームページ及びメディアへの運用要綱

1 目的

学校広報としての役割をもった情報発信をする。

- (1)ホームページ及びメディアへの公開について、学校要覧として公開されているものを基本とし、大体の学校情報と連絡手段を明示するようにする。
- (2)本校の教育活動についての理解を促すために、ホームページ及びメディアで学校の取組や児童の活動、地域との連携、学校行事の様子や児童の発言・内容が含まれる取材内容などを公開する。

2 作成内容についての留意点

ホームページ作成及びメディアへの公開については、特に、児童のプライバシーの保護、人権への配慮、知的所有権（著作権や肖像権など）の遵守、の3点に気をつけて作成する。

(1)公開しないもの

- ①氏名…原則として掲載しない。ただし、掲載の必要がある場合は、児童と保護者の承諾を得る。
- ②個人情報…実名、国籍、住所、電話番号、生年月日、家族構成、趣味、特技、成績、身体的特徴、家庭環境、健康状態等の個人情報は原則として発信しない。
- ③他人の誹謗・中傷や差別につながるようなこと
- ④その他、校長・教頭または担当者が、学校から不特定多数に対して発信する情報として不適当と判断する内容（営利目的、法令及び公序良俗違反など）

(2)条件付きで公開するもの

①児童写真

活動内容が分かる程度にし、第三者が閲覧して、個人が特定できないものにする。

②児童の作品（絵画や工作など）

作品の著作権が児童にあることを踏まえ、教育上効果があると認められた上で、事前に児童と保護者の許諾を得る。

③テレビ放送やラジオ、新聞記事、ウェブ上の写真などに著作権のあるもの

著作権者に承諾を得る。

(3)著作物の主張・使用

①著作権の主張

ホームページの著作権を主張するために、トップページにその旨を明記する。

②著作物の使用

テレビで流す映像やラジオ、新聞記事、ウェブ上の写真などの著作物を使用する際には、必ず著作権者に了解を得ることとする。またホームページに関して、他人の著作物を自分のページに掲載する場合、自分の著作物と引用部分と

を区別し、著作物の出典を明示するなど、引用における注意を守る。他校のホームページへのリンクも著作権者の了解を得た上で、教育的効果を十分配慮して設定する。

(4)取扱責任者について

校務分掌の情報担当をホームページ・メディア取扱責任者とし、作成・掲載・公開された情報については、校長が責任を負う。

作成されたウェブページやメディアへ公開予定の情報が、本ガイドラインに沿ったものであるか、ホームページ・メディア取扱責任者、教頭で検討し、校長の決裁を受けた上で、サーバーにアップロードもしくはメディアへの公開という手順とする。

(5)その他

①掲載情報に対する指摘への対応

児童に関する掲載情報について、本人または保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講じる。

第三者の著作権に係る情報について当該著作権者から要請があった場合も同様とする。

その他、ホームページの閲覧者及びメディア視聴者等から掲載・公開情報の内容について指摘を受けた場合には、速やかに職員で協議した後、適切な措置を講じることとする。

②本ガイドラインの見直し

ネット社会における情報モラルの考え方の進展に伴い、このガイドラインに示した事項の見直しが予想されるため、適宜ガイドラインの定期的な検討と加筆・修正を行うものとする。